

橋本市スポーツ賞表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本市スポーツの振興に貢献し、その成績が著しい者、または各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた者及び団体の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 表彰は、表彰状等を授与して行うものとする。

(種別及び内容)

第3条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ顕賞
- (3) スポーツ賞
- (4) スポーツ奨励賞

2 各賞の選考基準については、別に定める。

(対 象)

第4条 表彰は、原則としてアマチュアスポーツを対象とする。

2 表彰は、原則として個人にあっては本市在住者又は本市出身者、団体にあっては、市内に在住することとする。

(決 定)

第5条 表彰は、橋本市スポーツ賞選考委員会の選考を経て、会長が決定する。

2 前項の規定による選考委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 体育団体代表
- (2) 体育協会理事
- (3) その他選考に必要と認められる者

3 選考委員会は、互選により委員長及び副委員長を選任する。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか表彰に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1. この規程は、平成18年10月27日より施行する。
- 2. この規程は、令和元年8月1日より施行する。